

上場株式等の配当所得・譲渡所得は所得税と市県民税で 異なる課税方式が選択できます

「上場株式等の配当所得」については、総合課税、申告分離課税、申告不要制度の3つの課税方式から、所得税と市県民税それぞれで異なる課税方式を選択できます。⇒ 2ページをご確認ください。

「特定公社債等の利子所得等」及び「上場株式等の譲渡所得等」についても、申告分離課税、申告不要制度の2つの課税方式から、所得税と市県民税それぞれで異なる課税方式を選択できます。⇒ 3ページをご確認ください。

【概要表】

所得の種類	選択できる課税方式		
	総合課税	申告分離課税	申告不要制度
① 上場株式等の配当所得	○	○	○
② 特定公社債等の利子所得等	×	○	○
③ 上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)	×	○	○

ご注意ください

所得税と市県民税で異なる課税方式を選択する場合は、**個人市県民税の納税通知書が届く日までに**、確定申告とは別に、市県民税の申告が必要です。

なお、確定申告書の「住民税に関する事項欄に全部を申告不要とする旨」の記載をした場合は、手続きは不要です。

⇒ 手続きの詳細は4ページをご確認ください。

令和4年1月発行

神戸市広報印刷物登録 令和3年度 第530号 広報印刷物規格 C 類

KOBE 
UNESCO City of Design

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

① 上場株式等の配当所得

総合課税を選択する場合

市県民税の税率が 10%になりますが、配当控除を適用することができます。また、配当所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

申告分離課税を選択する場合

市県民税の税率は 5%で特別徴収と変わりません。上場株式等の譲渡所得・特定公社債等の利子所得・上場株式等の配当所得と損益通算ができます。配当所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

申告不要制度を選択する場合

5%の特別徴収で課税が終了します。また、配当所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。

①上場株式等の配当所得		課税方式		
		総合課税	申告分離課税	申告不要制度
税率	所得税	累進課税率	15.315%	15.315%
	市県民税	10%	5%	5%
配当控除		あり	なし	なし
配当割額控除		あり	あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との 損益通算		できない	できる	できない (注 1)
不動産所得、事業所得等に係る 損失との損益通算		できる	—	—
合計所得金額への算入		算入	算入 (注 2)	不算入

(注1) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等に係る配当所得等と上場株式等の譲渡損失は、その源泉徴収口座内で損益通算されています。

(注2) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額で、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額になります。

- ② 特定公社債等の利子所得等
- ③ 上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収ありの特定口座内のもの)

申告分離課税を選択する場合

市県民税の税率は 5%で特別徴収と変わりません。上場株式等の譲渡所得・特定公社債等の利子所得・上場株式等の配当所得と損益通算できます。特定公社債等の利子所得等金額、又は上場株式等の譲渡所得等金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

申告不要制度を選択する場合

5%の特別徴収で課税が終了します。また、特定公社債等の利子所得金額、上場株式等の譲渡所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。

②特定公社債等の利子所得等		課税方式	
		申告分離課税	申告不要制度
税率	所得税	15.315%	15.315%
	市県民税	5%	5%
配当割額控除		あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できる	できない(注 3)
合計所得金額への算入		算入	不算入

③上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		課税方式	
		申告分離課税	申告不要制度
税率	所得税	15.315%	15.315%
	市県民税	5%	5%
株式等譲渡所得割額控除		あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できる	できない(注 3)
合計所得金額への算入		算入	不算入

(注3) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等に係る配当所得等と上場株式等の譲渡損失はその特定口座内で損益通算されています。

～手続きの方法～

個人市県民税の納税通知書が届く日までに、確定申告とは別に、市県民税の申告が必要です。市県民税の申告がない場合は、所得税と同様の課税方式が適用されます。

なお、確定申告書の「住民税に関する事項欄に全部を申告不要とする旨」の記載をした場合は、手続きは不要です。

郵送で申告が可能です。(各区役所の市税の窓口や新長田合同庁舎でも申告できます)

申告の際には、下記のものが必要となります。

- 申告書
- 本人確認書類(郵送の場合は写し)
- 確定申告書(控) (写し)
- 配当所得に係わるもの
例) 配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書 等 (写し)
- 譲渡所得に係わるもの
例) 特定口座年間取引報告書、確定申告書付表 等 (写し)

※ 注意事項 ※

1. 申告不要制度を選択できるのは、源泉徴収ありの特定口座で取引したものに限りです。
2. 選択する課税方式によって、**扶養等の控除が受けられないことや、非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(自己負担割合含む)等に影響が出る場合がございますのでご注意ください。**
3. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除がある方は、市県民税の申告書に前年度以前から繰越された上場株式等の譲渡損失額を記入してください。記入しなかった場合、市県民税に繰越控除は適用されません。ただし、市県民税の申告書の提出がない場合は確定申告で申告した繰越控除金額が市県民税に適用されます。(※全部を申告不要とした場合を除きます)
4. 源泉徴収口座内の上場株式等に係る譲渡損失に対して申告分離課税を選択した場合、その同一源泉徴収口座内の取引全て(配当所得も含む)申告する必要があります。

※申告書等のダウンロードや制度の詳細は神戸市ホームページをご確認ください。

神戸市 上場株式等 課税方式

検索



※市・県民税に関する問い合わせ先

神戸市 市民税課 TEL 078-647-9300 (自動音声案内により担当部署にお繋ぎします)

FAX 078-647-9560